

＼いつも地域のパトロールをしてくださっている団体方へ／

パトロールで使っている物品の購入費に

最大10万円の補助金が支給されます！



ただし、申請は5年に1回

R元年度に交付を受けた場合、次はR6年度から申請可

どんな団体が対象になるの？

犯罪、事故等の防止を目的として、地域において自主防犯パトロール活動を行う公益性の認められる団体が対象です。

【補助の要件】

- (1) 規約等を定めて活動を行う自治会、PTA等の団体であること。
- (2) 構成員が原則として10名以上であること。← 緩和しました！
- (3) 毎月1回以上継続的な活動を行うこと。
- (4) 学校、防犯組合、警察等関係機関と連携が図られること。
- (5) 特定の建物又は施設のみを対象として行う活動でないこと。



どんなものが対象になるの？

- ・防犯チョッキ（活動人数範囲内で1着3,000円まで）
  - ・帽子（活動人数の範囲内）
  - ・懐中電灯（活動人数の範囲内）
  - ・誘導灯（活動人数3人に1個まで）
  - ・のぼり旗及びポール（10本以内）
  - ・防犯マップ
  - ・防犯用啓発チラシ
  - ・青色回転灯（警察本部長が認める自動車数の範囲内）
  - ・ドライブレコーダー
  - ・その他市長が必要と認められるもの
- ※事前に生活安全課にご相談ください。



## 提出書類

※様式は生活安全課（倉敷市役所1階20番窓口）で手渡しか郵送  
生活安全課のホームページからもダウンロードできます。

- ・ 交付申請書 ※様式あり
- ・ 活動計画書 ※様式あり
- ・ 予算書 ※様式あり
- ・ 団体の規約および構成員の名簿
- ・ 見積書（原本）
- ・ 請求書 ※様式あり
- ・ 誓約書（ドライブレコーダー購入の場合）

## 申請から交付までの流れ



地域防犯団体



倉敷市(生活安全課)

1 交付申請書を  
市に提出します



2 交付決定通知書を  
送付します

3 請求書を  
市に提出します



4 窓口払い・振込



5 物品購入・防犯活動実施

※申請書・請求書を提出する前に物品を購入しないでください

6 年度末に実績報告書を  
市に提出する



7 確定通知書を  
送付します